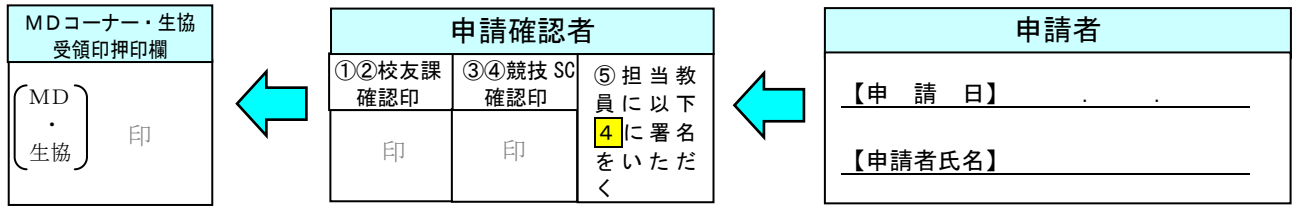


学生・校友等の名刺における商標使用申請書

早稲田大学総務部長 殿



名刺作成において、商標を使用いたしたく、その使用許可を申請いたします。名刺の使用にあたっては、真に必要な場合においてのみ使用し、申請理由以外の用途では使用いたしません。



- 申請者は以下 **1** から **3** を記入のうえ、上記矢印のとおり、本申請書をお持ち下さい。
- 以下 **3** の申請理由によって、「申請確認者」（申請書提出先）が異なります。
 【申請理由①②の場合】⇒校友課に提出 【申請理由③④の場合】競技SCに提出
 【申請理由⑤の場合】⇒担当教員に、以下 **4** に署名をいただく

1 申請者氏名
 【氏名】 _____ 【学籍番号】 _____
 【住所】 _____ 【連絡先】 _____

2 使用商標

該当に○	名刺に使用する商標	
<input type="checkbox"/>	UIシンボルマーク 【図1】	 【図1】
<input type="checkbox"/>	校章 【図2】	 【図2】

3 申請理由

該当に○	申請理由
<input type="checkbox"/>	【申請理由①】 私は、早稲田大学の校友で、登録稲門会である _____ の代表者または代表者以外の役職者であり、稲門会活動において名刺を使用するため。
<input type="checkbox"/>	【申請理由②】 私は、早稲田大学の校友で、早稲田大学校友会の代議員であり、代議員活動において、名刺を使用するため。
<input type="checkbox"/>	【申請理由③】 私は、早稲田大学の校友で、稲門体育会である _____ の代表者（もしくは代表者以外の役職者）であり、稲門体育会活動において名刺を使用するため。
<input type="checkbox"/>	【申請理由④】 私は、競技SCが管轄する _____ 部の代表・主将、または代表・主将以外の役職者であり、部活動における公式行事で名刺を使用するため。
<input type="checkbox"/>	【申請理由⑤】 私は、 _____ ゼミ（研究室）の学生であり、担当教員と共に学会に出席する際など、教育研究目的で名刺を使用するため。なお、以下 4 において、担当教員から、確認の署名を頂いております。

4 担当教員署名欄

■■注意■■ 「申請理由⑤」に該当する場合のみ、申請内容を確認のうえ署名して下さい。

【署名欄】 本申請内容に同意いたします。

年 月 日 _____

本申請書の取扱いに関するメモ

◆学生、校友等の名刺における商標使用の基本的な考え方

商標使用可否に関する基本的な考え方については、別紙『学生・校友等の名刺における商標使用の基本的な考え方』に記載のとおりです。

◆本申請書は、学生・校友等が、MDコーナーもしくは生協で、「校章」「UIシンボルマーク」を使用した名刺を作成する場合に使用する申請書です。

◆本申請書は、申請理由①から⑤に該当する場合のみ、使用します。

(補足) 例えば、商議員、評議員を理由に校章入り名刺を作成する場合は、本申請書ではなく、別途「商標等使用申請書」を使用します。

◆申請理由①に関する補足

本申請書では「代表者もしくは代表以外の役職者」であることを条件としていますが、別途、校友課が「役職者と同等の稲門会活動を行っている」と認めた者も該当します。その場合、校友課にて、本申請書の余白に、その旨を朱記します。

◆MDコーナー・生協では、本申請書は保管せずに、名刺作成後、速やかに、次のとおり本申請書を回送します。回送先で、申請日より1年間保管します。

- ・申請理由①②の場合 ⇒ 校友課に回送
- ・申請理由③④の場合 ⇒ 競技SCに回送
- ・申請理由⑤の場合 ⇒ 総務部法務課に回送

◆競技SC、校友課で本申請書の「確認印」を押印する際は、「当該学生が野球部に所属しているのか」「当該校友が埼玉稲門会に所属しているのか」など、具体的な確認を行うこととする。

学生・校友等の名刺における商標使用の基本的な考え方

属性			使用目的	可否	審査方法
大分類	中分類	小分類			
学生 (学部生、院生)	競技スポーツに所属(競技SCが管轄する44団体)	代表者(主将)	所属する競技スポーツの公式行事等	可	<ul style="list-style-type: none"> 申請者は、競技SCに申請書を提出し、競技SCの確認印を得る。 申請者は、MDコーナー等で、学生証を提示し申請書を提出する。 申請書については、後日MDコーナー等から競技SCに回送し、競技SCで1年保管とする。
		代表(主将)以外の役職者		可	<ul style="list-style-type: none"> 申請者は、競技SCに申請書を提出し、競技SCの確認印を得る。 申請者は、MDコーナー等で、学生証を提示し申請書を提出する。 申請書については、後日MDコーナー等から競技SCに回送し、競技SCで1年保管とする。
		上記以外		不可	
	サークル			不可	
	ゼミ、研究室に所属		正規課程における教育研究目的	可	<ul style="list-style-type: none"> 申請者は、所属するゼミ、研究室の担当教員の署名を得る。 申請者は、MDコーナー等で、学生証を提示し申請書を提出する。 申請書については、後日MDコーナー等から法務課に回送し、総務部で1年保管とする。
	上記以外			不可	
校友	登録稲門会	代表者	所属する登録稲門会の活動	可	<ul style="list-style-type: none"> 申請者は、校友課に申請書を提出し、校友課の確認印を得る。 申請者は、MDコーナー等で、身分証を提示し申請書を提出する。 申請書については、後日MDコーナー等から校友課に回送し、校友課で1年保管とする。
		代表者以外の役職者もしくは役職者と同等の稲門会活動を行っている校友課が認めた者		可	<ul style="list-style-type: none"> 申請者は、校友課に申請書を提出し、校友課の確認印を得る。 申請者は、MDコーナー等で、身分証を提示し申請書を提出する。 申請書については、後日MDコーナー等から校友課に回送し、校友課で1年保管する。
		上記以外		不可	
	稲門体育会	代表者	所属する稲門体育会の活動	可	<ul style="list-style-type: none"> 申請者は、競技SCに申請書を提出し、競技SCの確認印を得る。 申請者は、MDコーナー等で、身分証を提示し申請書を提出する。 申請書については、後日MDコーナー等から競技SCに回送し、競技SCで1年保管する。
		代表者以外の役職者		可	<ul style="list-style-type: none"> 申請者は、競技SCに申請書を提出し、競技SCの確認印を得る。 申請者は、MDコーナー等で、身分証を提示し申請書を提出する。 申請書については、後日MDコーナー等から競技SCに回送し、競技SCで1年保管する。
		上記以外		不可	
	代議員		校友会代議員の活動	可	<ul style="list-style-type: none"> 申請者は、校友課に申請書を提出し、校友課の確認印を得る。 申請者は、MDコーナー等で、身分証を提示し申請書を提出する。 申請書については、後日MDコーナー等から校友課に回送し、校友課で1年保管する。
上記以外			不可		
評議員、商議員		商議員、評議員の活動	可	<ul style="list-style-type: none"> 申請者は、総務部に「商標等使用許可申請書」を提出し、総務部の確認印を得る。 申請者は、MDコーナー等で、身分証を提示し「商標等使用許可申請書」を提出する。 「商標等使用許可申請書」については、後日MDコーナー等から総務部に回送し、総務部で1年保管する。 	
総務部長が特に認めた個人・団体			可	<ul style="list-style-type: none"> 申請者は、総務部に「商標等使用許可申請書」を提出し、総務部長の承認を得る。 申請者は、MDコーナー等で、身分証を提示し「商標等使用許可申請書」を提出する。 「商標等使用許可申請書」については、後日MDコーナー等から総務部に回送し、総務部で1年保管する。 	
上記以外			不可		

※申請書とは、「学生・校友等の名刺における商標使用申請書」をいう

※MDコーナー等とは、「MDコーナー」と「生協」の総称とする。